

目黒区環境基本計画及び目黒区地球温暖化対策地域推進計画の改定の基本的方向について

1 改定の趣旨

目黒区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、目黒区環境基本条例（平成12年目黒区条例第68号）第8条の規定に基づき、環境に関する長期目標、その実現に向けた施策の方向、計画推進の仕組み等を定めた目黒区基本計画の補助計画である。平成14年7月に策定後、計画の進捗状況や区を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、概ね5年ごとに計画の見直しを行うこととしており、平成19年、平成24年と改定を重ね、平成29年3月に改定した現行計画は、計画期間を平成29年度から令和8年度までとしている。

また、目黒区地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」という。）は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地域温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」に位置づけられる計画であり、かつ、環境基本計画の基本方針の1つで示される地球温暖化対策の施策を具体化するための計画として、平成20年3月に策定後、地域における二酸化炭素排出量及びエネルギー消費量の削減目標を定め、地域の温暖化対策を進めてきた。平成26年3月に改定した現行計画は計画期間を平成26年度から令和2年度までとしていたが、区の基本構想・基本計画等との整合性を図る観点等から、計画期間を2年間延伸し、令和4年度に改定を行うこととした。

今般、以下の国・都の動きや目黒区基本構想の方向性を踏まえ、今後の環境行政を取り巻く状況変化に整合性をもつて的確に対応していくため、環境基本計画及び地域推進計画について、令和4年度の同時期に一体的に改定を目指すものとする。

また、改定に当たっては、環境基本計画に地域推進計画を内包する方向で改定作業を進める。

（1）国の動き

平成27年に、第21回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP21）においてパリ協定が採択され、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を、世界共通の長期目標として1.5℃に抑える努力を追求すること」が定められた。

国においては、令和2年10月に、2050年までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル宣言」がなされ、令和3年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法では、2050年までの脱炭素社会の実現が明記されるとともに、地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画に、施策に関する目標設定を追加することが、義務付けられた。

また、平成30年6月には「気候変動適応法」が成立し、地方公共団体において、それぞれの区域の特徴に応じた適応を推進するため、地域気候変動適応計画の策定に努めることが定められた。

（2）都の動き

東京都は令和元年5月に、2050年に二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。さらに、「ゼロエミッション東京戦略」の実現に向けては今後2030年までの10年間で極めて重要と位置づけ、令和3年1月には、2030年までに温室効果ガス排出量を半減にする「カーボンハーフ」を表明した。

（3）目黒区基本構想で示された施策の方向性

区では令和3年3月に策定した目黒区基本構想で、およそ20年先に目指すまちの将来像を「さくら咲き 心地よいまち ずっとめぐる」と定め、これを実現するための基本目標の中で「地球環境を意識した環境負荷の少ない生活行動や事業活動を促し、豊かな暮らしを次代に引き継ぐことができる持続可能な地域社会をつくる」ことを目指している。

目黒区基本構想で示した目標の達成に向けて今後区が取り組むべき施策の方向を示すために、令和4年3月策定の予定で現在目黒区基本計画の作成が進められている。

新たな目黒区基本計画に掲げる施策については、SDGsとの関連性を整理することとしている。

2 改定計画の期間

環境基本計画及び地域推進計画については、相互の整合性を図るとともに進捗管理を円滑に実施する観点から計画期間を一致させることとし、令和5年度を初年度とし令和14年度までの10年間とする。ただし、社会状況の変化等により、概ね5年程度で見直しを行う。

3 改定の進め方

(1) 環境基本計画及び地域推進計画の一体的な改定

これまで環境基本計画及び地域推進計画はそれぞれの計画期間において改定を行ってきた。しかしながら、今後国の定める2050年カーボンニュートラルを実現するためには、双方の計画の整合性がより一層求められることから、環境基本計画の中に地域推進計画を章立てとして位置付ける体系とし、1冊の冊子とする方向で改定作業を進める。改定に当たっては、コンサルタントを行う事業者をプロポーザル方式によって選定し、改定の支援を受けることとする。

(2) 目黒区環境審議会への諮問及び専門委員会の設置等

環境基本計画の改定については、目黒区環境基本条例に基づき、令和3年度第2回目黒区環境審議会において計画改定の基本的方向について諮問を行った。専門的知識を要する事項については、同審議会に専門委員会を設置して審議する。また、地域推進計画の改定については、地球温暖化対策推進法に基づき、目黒区地球温暖化対策地域協議会において、部会の設置も行いながら、改定内容について協議を行う。

(3) 気候変動適応法に基づく気候変動適応計画としての位置づけ

近年、大規模な自然災害や農作物の不作といった気候変動が原因となる影響が、世界の各地で起きている。そうしたことから、地球温暖化対策として従来から進められている温室効果ガス排出抑制などの「緩和策」と併せて、こうした気候変動により生じる生命への危険や経済活動への被害を回避・軽減するための「適応策」が重要となっている。

地域推進計画には、これまでも地球温暖化への適応策についての区の実施計画を定めていたところであるが、今回の改定において、策定が努力義務とされている気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としての位置づけを含む計画とする。

(4) 現行計画の検証及び課題整理

現行計画における取組の実施状況や目標の達成状況を整理・確認するとともに、環境に関するアンケート調査等で得られた結果を分析し、課題の整理を行う。

(5) 区民等の意見反映

素案の段階で、パブリックコメントを実施し、広く区民等から意見を求めることとする。

4 今後のスケジュール（予定）

令和4年	9月頃	環境審議会から答申
	10月頃	環境基本計画・地域推進計画 改定素案
	11月頃	環境基本計画・地域推進計画 改定素案パブリックコメント実施 区民説明会実施
令和5年	1月頃	環境基本計画・地域推進計画 改定案
令和5年	3月	環境基本計画・地域推進計画 改定
		以上